

「屋内の遊べる場づくり事業室内整備業務委託」仕様書

1 事業目的

令和元年度末に廃校となった大川中学校は、令和 6 年度に旧校舎を大川地区の交流と防災の拠点とするため、大川地区公民館と大川出張所の機能移転を行った。

機能を旧校舎 1 階部分に集約したことで利便性の向上は図られたが、利用者数は従前と変わらず、地域活性化の観点から更なる対策が必要である。

今回、大川地区をモデルに、地域活性化と屋内での子どもの遊び場づくりの課題を同時に解決する施策として、旧校舎 2 階部分の既存設備を有効活用した屋内の遊び場を整備し、地区内外の子育て世代や親子連れの利用促進を図り、地域コミュニティの活性化や世代間交流の促進につなげていくことを目的に本事業を実施するものである。

2 事業名称

屋内の遊べる場づくり事業室内整備業務委託

3 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 19 日まで

4 整備箇所

阿久根市大川 8211 番地 1 大川地区公民館 2 階
空き教室 51 m²

5 業務内容

(1) 屋内遊び場の設計

- ア 0 から 3 歳児までが安心して遊べる空間とすること。
- イ 対象となる子どもたちが楽しめる遊具構成となるよう設計すること。
- ウ 自由な発想で遊びを展開でき、非認知能力や創造性を育む空間となるよう設計すること。
- エ 遊具の可動性・可変性などにより、継続的な利用を誘発できるよう設計すること。
- オ 死角を少なくし、保護者等が見守りやすい空間とすること。

(2) 制作・施工業務

- ア 設置する遊具等については、法令及び安全基準に準拠したものとする
- こと。

イ 遊具・玩具については、不用意に口に入れても人体に影響のない素材や誤嚥窒息を予防する大きさとする事。

ウ 床面については、子どもが遊び場を利用する際、想定できるすべての範囲にクッション性のある素材等で覆うなど、安全性を確保すること。また、素材については容易に清掃が行えるものとする事。

エ 配置する遊具については、必要に応じて固定すること。ただし、アンカー等により施設に直接改良等を行う場合は、事前に施行方法を協議すること。

オ メンテナンス性や耐久性に優れ、交換や補修が容易な素材の遊具・玩具を設置すること。

6 その他

- (1) 受託者は、本件請負業務の実施に当たっては、委託者と詳細な実施内容について調整を行い、業務計画（人員体制・スケジュール等）を速やかに策定し、委託者の承認を得た上で業務を遂行すること。
- (2) 受託者は、業務計画に基づき、定期的に作業等の進捗状況を報告すること。
- (3) 受託者は、実施報告書及び参考資料等の作成に当たって、外部機関が作成した統計データ及び図表等を使用する場合は、その出典を明らかにすること。
- (4) 受託者は、本仕様書の内容及び解釈等に疑義が生じた場合、その他必要がある場合は、事前に委託者と協議し決定・解決すること。この場合、当該協議に関する議事録を作成し委託者の確認を受けること（当該議事録は、本仕様書に優先するものとする。）。
- (5) 本委託業務において、受託者が使用する事務用品（事務用機器、用紙及び文房具等）、各種申込み等に対応するための電話番号を有する電話及び電子メールの送受信を含むインターネット環境を備えたパソコン等については、受託者側で用意すること。
- (6) 業務の実施に当たり、不測の事態が生じた場合は、委託者に責任がある場合を除き、受託者の責任でこれを解決すること。また、速やかに委託者に連絡すること。